

# 非化石証書の新たな環境価値の 訴求方法や開示のあり方に関する 再整理について

2020年12月24日

資源エネルギー庁

## はじめに

- 2020年1月に開催された第38回制度検討作業部会において、非FIT非化石証書の運用開始に伴う環境表示価値等の取扱いについてご議論頂き、それを踏まえ電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、小売営業ガイドライン(以降、小売営業GL)の改正についての議論を行うことになった。
- 今般、制度設計専門会合においては、本年度より全ての非化石電源において非化石証書制度の対象となることを鑑み、需要家・消費者への全ての非化石証書による環境価値の訴求方法や開示の在り方等について、上記作業部会での整理を踏まえつつ、あらためて整理が行われた。
- 制度設計専門会合における議論の結果について報告をさせていただきます。

# 1. 制度設計専門会合における非化石証書全体の環境価値の再整理に関する内容

**(参考) 再整理に基づく小売営業GL上の表示例**

- **2018年5月、「非化石価値取引市場」が創設**され、FIT電源に由来する非化石証書（**FIT非化石証書**）の取引を開始。
- **2020年度より、大型水力等も含め全ての非化石電源が対象**となり、**本年11月以降、非FIT電源に由来する非化石証書（非FIT非化石証書）が非化石価値取引市場で取引**される予定。
- また、これにあわせて、2種類の非化石証書が取引されることとなる。（再エネ指定あり・なし）

## 非化石証書制度の変更点（2020年度）

- ① FIT以外の非化石電源からも非化石証書が発行されるようになる。
- ② 2種類の非化石証書が取引が開始される。

（これにより、今後は、各小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達量によって判断されることとなる。）

これにあわせて小売電気事業者における環境価値  
（販売する電気が「再エネ」「CO2ゼロエミ」であること等）  
の開示のあり方を再整理することが必要

- 今回の非化石証書制度の変更により、次のように大きな変化が生じる。

① 複数の種類の非化石証書が流通

再エネ指定証書のみが流通 ⇒ 再エネ指定と指定なしという2種類の証書が流通

② 非化石価値の全量証書化

従来は、再エネ電源(例.水力電源)の電気をPPAで調達することで併せて環境価値も入手できていたが、今後は別途非化石証書の調達・使用が必要となる。これに伴い、再エネ電源の電気を調達しながら非化石証書を使用しない場合の表示・訴求をどうするかといった、新たな問題が発生（いわば、「抜け殻」の再エネ電気の問題）。

- このように、様々な電源種の電気に対して、異なる種類の証書を使用する(又は証書を使用しない)という形でバリエーションが多数生ずるため、小売電気事業者が電力メニュー等で、消費者・需要家に対して表示・訴求する際（「再エネ100%メニュー」等）、分かりやすく、誤認を招かないよう、どのように全体を整理するかが課題となる。
- また、RE100の動きなど、国際的な動きとの整合性についても留意が必要となる。

## 「再エネ電気」等の表示・訴求のあり方

- 今後、需要家における再エネに対する関心の高まりなどを背景に、小売電気事業者が再エネ由来の電気であること等を訴求するケースが増加すると考えられる。
- 新たな非化石証書制度により、小売電気事業者は非化石証書（再エネ）を購入することにより、実質的に再エネ電気を調達していることとされるが、証書と電気の調達方法の組み合わせは多数のバリエーションがあり得ることから、再エネであること等の訴求においては、消費者・需要家に誤認を招かないようにすることが求められる。
- 例えば、以下のようなケースにおいて、どのような表示・訴求が望ましいか、また問題となるか、整理することが必要。
- この点、資源エネルギー庁の制度検討作業部会（2020年1月）では、再エネ及びCO2ゼロエミの訴求内容について、次頁・次々頁のとおり整理された。

### 非化石証書と電源調達の組み合わせの例

- ① 再エネ指定証書 + 水力(非FIT)の電源
- ② 再エネ指定証書 + FIT電気
- ③ 再エネ指定証書 + 化石電源
- ④ 再エネ指定証書 + JEPX調達
- ⑤ 指定なし証書 + 化石電源
- ⑥ 指定なし証書 + JEPX調達
- ⑦ 水力(非FIT)の電源（非化石証書なし）

## (参考) 制度検討作業部会の議論

### (非化石証書を活用した際の「再エネ」の訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気の再エネとしての価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないかと。
- 特に、水力などの非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合は、**電源構成（特定電源価値）と非化石証書の種類（再エネ指定非化石証書）が一致**しており、需要家への誤認を与える懸念がないことから、**従前とおりの訴求内容（例えば、水力・再エネ）を行うことを認めてはどうか。**

＜調達する電気が再エネ電気であることを訴求する場合＞

|              |       | 調達する電気の種類（電源構成）               |                                     |                  |                                |              |
|--------------|-------|-------------------------------|-------------------------------------|------------------|--------------------------------|--------------|
|              |       | 化石電源                          | FIT電源                               | 非化石（ゼロエミッション）電源  |                                |              |
|              |       | 卸電力取引所等<br>化石電源               | FIT電源                               | 水力等<br>非FIT再エネ電源 | 非FIT<br>非再エネ電源                 |              |
| 使用する非化石証書の種類 | 再エネ指定 | <b>FIT証書</b><br><b>非FIT証書</b> | <b>実質再エネ</b><br>現行の小売営業GLにおいて既に整理済※ |                  | <b>再エネ</b><br>（「実質的に」という表現は不要） | <b>実質再エネ</b> |
|              | 指定無   |                               | <b>実質再エネ</b>                        | <b>実質再エネ</b>     | <b>訴求不可</b>                    | <b>実質再エネ</b> |

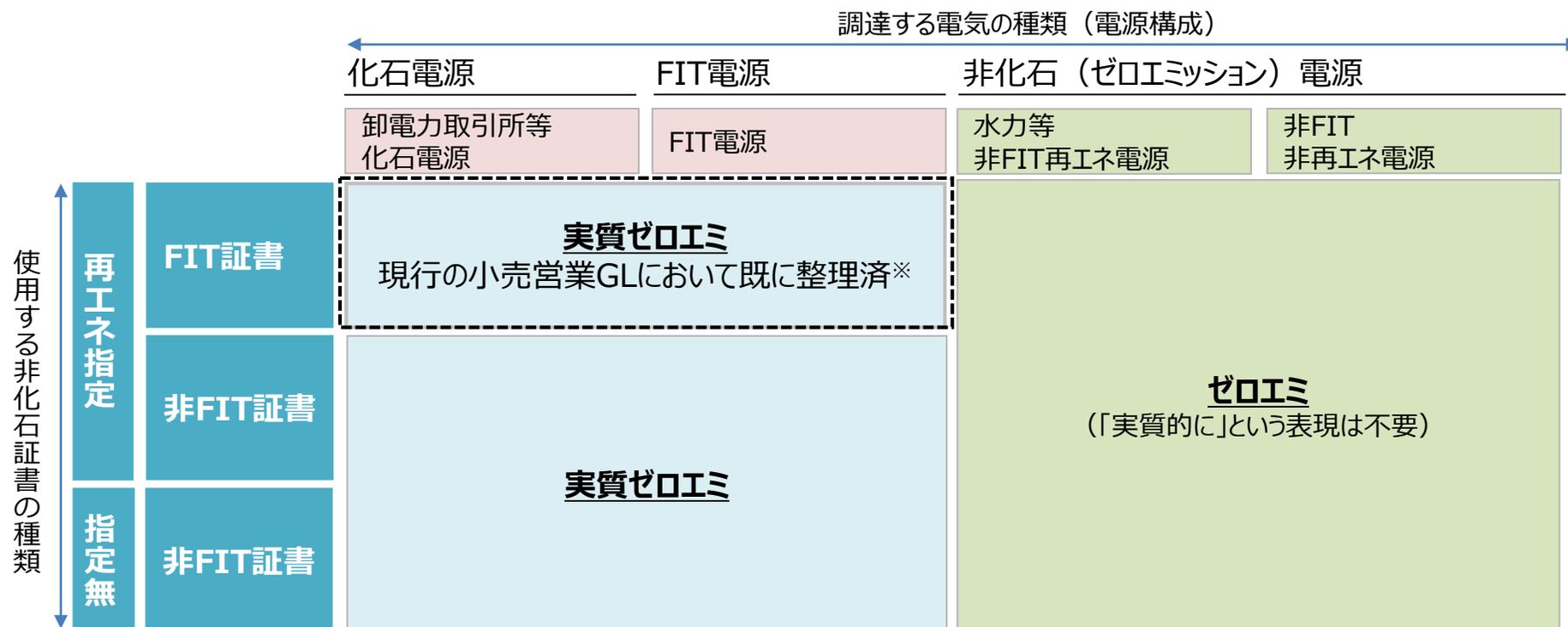
※本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

## (参考) 制度検討作業部会の議論

### (非化石証書を活用した際の「ゼロエミッション」訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気のゼロエミッション価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。

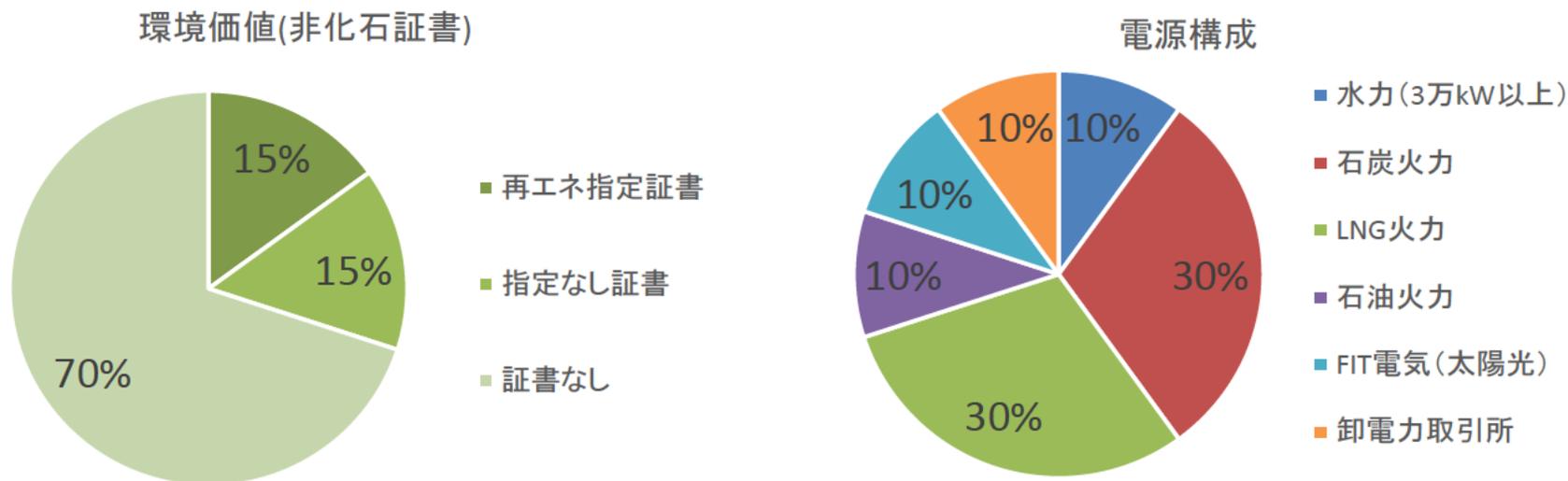
#### <調達する電気がゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する場合>



※本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

- 前述のとおり、今回の非化石証書制度の改正により、今後は、小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達量によって判断されることとなる。
- 現行の小売営業GLでは消費者・需要家の選択に資するという観点から、電源構成の開示が望ましい行為と位置付けられているが、今後は、非化石証書の使用状況についても、その情報を開示することが望ましいとすべきではないか。

## 情報開示の例(イメージ)



## 「再エネ」メニュー等の表示内容に係る指摘

- 前記の資源エネルギー庁制度検討作業部会の「再エネ」の訴求内容の整理について、消費者・需要家の分かりやすさの観点から、以下のような指摘が寄せられている。
  - (I) 再エネ指定証書 + FIT電気で、「実質再エネ」と表示する点について
    - 非化石証書の使用により、FITの電源も、化石電源も等しく「実質再エネ」と表現されるのは、再エネの電源を重視したい需要家からみると、適切とはいえないのではないか。
    - FITの電源は再エネの電源であり、「FIT電気 + 再エネ指定証書」を「実質再エネ」とするのは消費者にとって直感的に理解しがたく、「再エネ」と表示できるものとすべきではないか。
  - (II) 再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等で、「実質再エネ」と表示する点について
    - JEPX調達・化石電源等に再エネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再エネ」と訴求する点について、需要家・消費者に実際の調達電源が再エネであるかのような誤認を招かない表現とすべき。
    - また、上記訴求を行いながら、電源を併せて示さない事業者や、分かりづらい箇所に電源表示を行う事業者がいるが、誤認を招きかねず問題ではないか。

## 「再エネ」の表示の整理内容

- 「再エネ指定証書 + FIT電気」に関しては、多くの委員等から事務局案へのご支持をいただいた。
- 「再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等」の場合は、「実質再エネ」との表示を認める多数派の意見と、「再エネ指定証書付」と表示させる意見の両論があった。
- この点、仮に「再エネ指定証書付」と表示させる場合、JEPX・化石電源等のみならず、非FIT再エネ電気やFIT電気についても同様に「再エネ指定証書付」と表示することとなり、却って再エネ電源との区別を弱めるという問題があると考えられる。また、「再エネ指定証書付」への表示を変えることによる誤認が生ずる可能性もある。
- 以上に加え、「再エネ」又は「実質再エネ」とのシンプルな表示を認める方が非化石証書を購入する魅力を高めるものと考えられることを踏まえ、電源の説明をさせることを前提に「実質再エネ」との表示を認めることとしてはどうか。
- これを踏まえ、全体としては下記のように整理することとしてはどうか。

### 「再エネ」表示の整理案

| ①再エネ指定証書<br>+ 非FIT再エネ電源 | ②再エネ指定証書<br>+ FIT電気  | ③再エネ指定証書<br>+ ①②以外の電源の電気<br>(JEPX調達・化石電源等) | ④証書使用なし |
|-------------------------|----------------------|--|---------|
| 再エネ                     | 再エネ<br>(+FIT電気の説明)※1 | 実質再エネ<br>(+調達電源の説明)※2                      | 訴求不可    |

※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。

※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

- 「再エネ」表示の整理（10ページ参照）を踏まえると、「CO2ゼロエミッション」の表示については以下のように整理されるのではないか。

## 「CO2ゼロエミッション」の表示の整理案

| ① 非化石証書<br>+ 非FIT非化石電源 | ② 非化石証書<br>+ FIT電気       | ③ 非化石証書<br>+ ①②以外の電源の電気<br>(JEPX調達・化石電源等) | ④ 証書使用なし |
|------------------------|--------------------------|---|----------|
| CO2ゼロエミ                | CO2ゼロエミ<br>(+FIT電気の説明)※1 | 実質CO2ゼロエミ<br>(+調達電源の説明)※2                 | 訴求不可     |

- ※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。
- ※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

## 非化石証書を使用しない場合の表示について考え方

- 基本的な考え方として、小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり、問題となる行為と整理してはどうか。
- 具体的には、例えば、小売電気事業者が、水力電源由来の電気やFIT電気を調達した場合に、非化石証書を使用していないにも関わらず、「水力100%メニュー」や「FIT電気100%メニュー」等として販売し、環境価値を有する電気との印象を需要家・消費者に与えると考えられる場合には、問題となる行為に該当することとしてはどうか。

- 審議を踏まえ、制度設計専門会合から電力・ガス取引監視等委員会に対して以下の内容が報告され、これを受けて同委員会は、経済産業大臣に小売営業GLの改定の建議を行った。
  - これを踏まえ、パブコメ等の所定の手続を経た上で2020年度内での小売営業GLの改定を予定。
- ✓ 非化石証書の制度の変更に伴い、小売電気事業者の再エネやCO2排出量といった訴求・表示について小売営業GLの改定が必要となるが、その際、需要家・消費者への分かりやすさや誤認を招かないこと等を考慮した内容とする重要である。この点を踏まえ、**小売営業GLについて、以下の改定**を行うべき。
- **電源構成の開示**だけでなく、**非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加**。
  - **再エネ指定の非化石証書の使用**により、**FIT電気**については、小売電気事業者が**3要件を満たした上で再エネと表示**することを認める。**JEPX・化石電源等の電気**については、**電源構成や主な電源種の表示**を行うことを前提に**実質再エネと表示**することを認める※。
- ※ CO2ゼロエミッションの表示についても同様に整理。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「**再エネ**」や「**CO2ゼロエミッション**」といった**環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求**を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり**問題となる行為と整理**する。
  - 上記の改定を踏まえた電源構成表示・非化石証書使用状況の表示例を記載する。

# 1. 制度設計専門会合における非化石証書全体の環境価値の再整理に関する内容

(参考) 再整理に基づく小売営業GL上の表示例

# 〔1〕電源構成・非化石証書使用状況の一般的な表示例

- 前回の議論で、**電源構成に加えて非化石証書の使用状況も開示することが望ましいものと整理した**。これを踏まえた、表示例のイメージは下記のとおり（二重円グラフで示す例と、二つの円グラフを併記する例の2例を示す）。

## 例1. 1つのグラフ内で電源構成と非化石証書を示す場合

### 当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



### 注記

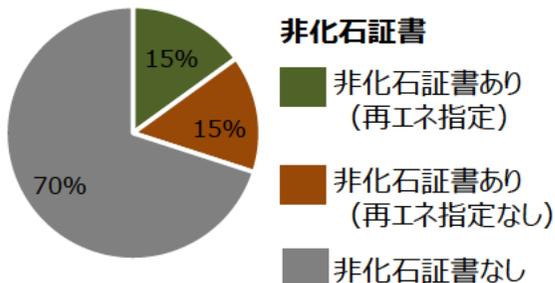
(※) この電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

〔なお、上記のほか、現行GLで求められている所定の注記は引き続き必要となる。以下同じ。〕

## 例2. 非化石証書と電源構成で円グラフを2つ併記する例

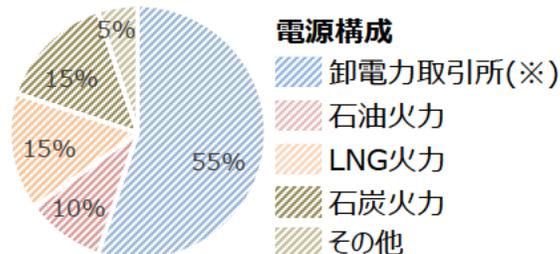
### 当社の非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



### 当社の電源構成

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



### 注記

(※) この電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

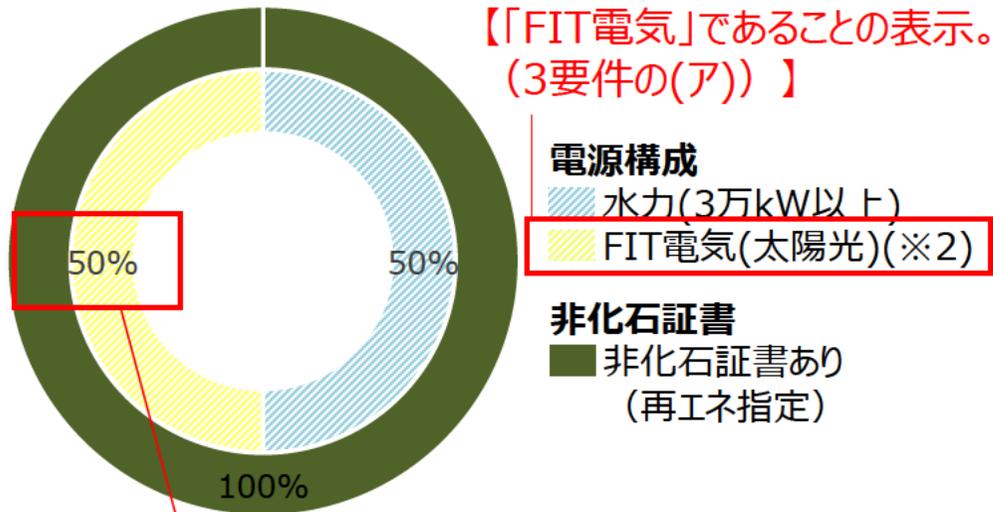
なお、電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい。(現行のGLでの整理のとおり)

## 〔2〕再エネメニューの表示例（例. 「再エネ100%」メニュー）

- 「再エネ100%」など、再エネのメニューの場合の表示例は下記のとおり。

### 再エネ100%メニュー(※1) 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



【「FIT電気」であることの表示。  
(3要件の(ア))】

【FIT電気の割合を示す。  
(3要件の(イ))】

現行GL上も、「再エネ」メニュー、「CO2ゼロエミ」メニューといったメニューでの販売は小売供給の特性に含まれているものと考えられ、電源構成・非化石証書使用状況の説明が必要となる。(次の〔3〕〔4〕も同様。)

### 注記

(※1)  
FIT電気を含みます。(※2参照)

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

【↑証書ありの場合のFIT電気注記。  
再エネ指定証書を使用する場合であっても、FIT制度の説明が必要。(3要件の(ウ))  
この説明は、再エネの旨の訴求の記載と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】

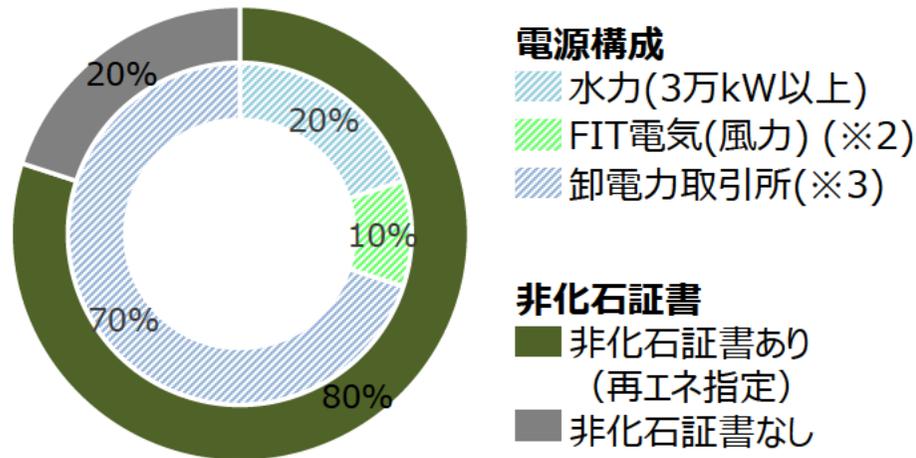
### 〔3〕実質再エネメニューの表示例 (例. 「実質再エネ80%」メニュー)

- 「実質再エネ80%」など、非化石証書の使用により実質的に再エネとするメニューの場合の表示例は下記のとおり※1。

※1 なお、下記の例の場合、事業者の選択において「再エネ30%」、「再エネ30%・実質再エネ50%」などの表示も可能である（「再エネ80%」は不可。）が、「実質再エネ」の場合の注記の例を示すため、ここでは実質再エネメニューとの切り口で例として取り上げているもの。

#### 実質再エネ80%メニュー(※1) 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



#### 注記

(※1) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気80%の調達を実現しています。  
【↑再エネ電源(FIT電気含む。)以外の電気に非化石証書を使用して非化石証書の訴求をする場合、それと近接した箇所に電源構成表示又は主な電源種の説明を分かりやすく行う必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】

(※2) FIT電気の注記  
(スライド〔2〕の※2と同様。)

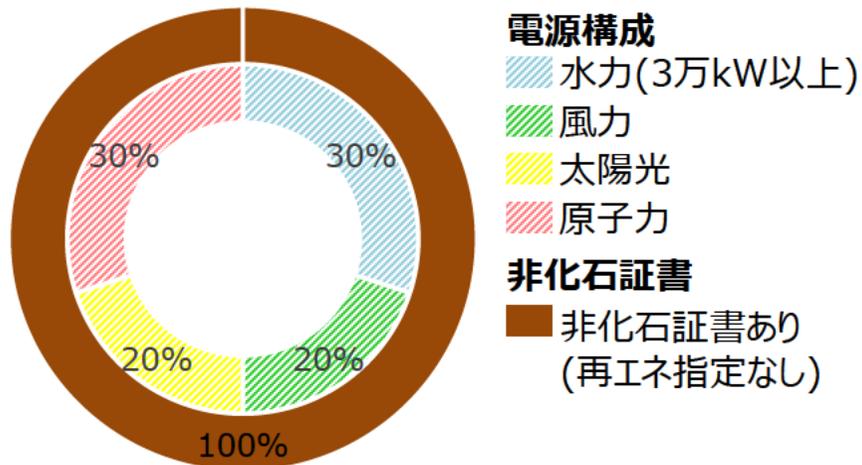
(※3) 卸電力取引所調達電気の注記  
(スライド〔1〕の※と同様。)

## 〔4〕CO2ゼロエミメニューの表示例（例. 「CO2ゼロエミ100%」メニュー）

- 「CO2ゼロエミ電気100%」など、CO2排出量に係るメニューの場合の表示例は下記のとおり。

### CO2ゼロエミ100%メニュー 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



なお、「実質CO2ゼロエミ」のメニューの場合の注記の例は以下のとおり。

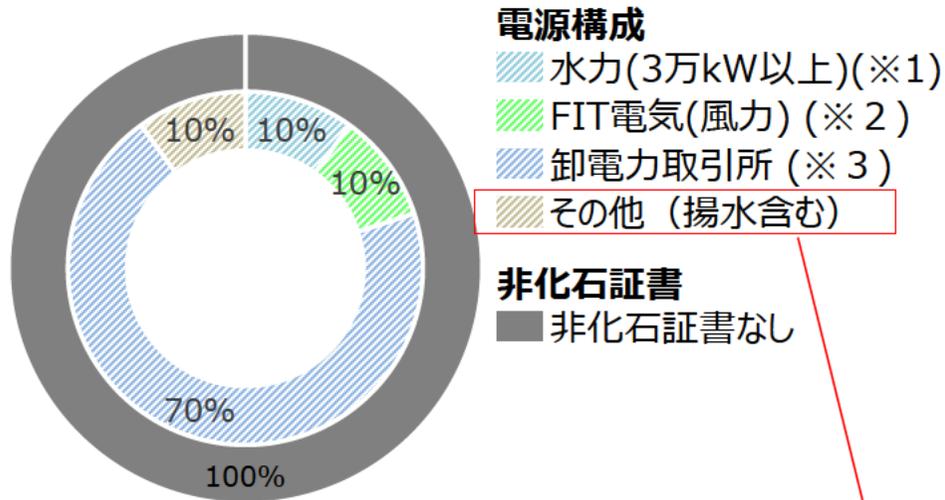
(※) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO2ゼロエミッション電源〇%以上の調達を実現しています。

## 〔5〕非化石証書を使用しない場合の説明

- 再エネ電源や非化石電源の電気に対応する非化石証書を使用しない場合の説明の例は下記のとおり（抜け殻論点）。

### 当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
（内側円：電源構成 外側円：非化石証書）



揚水発電は、高度化法の非化石電源比率の算定上で一部除かれるため、そのような部分は一般水力とは区別する必要があり、「水力」の区分からは除くものとする（現行GLの整理の一部修正）。

具体的には、当該部分は「揚水」の項目で開示する、或いは「その他」に含めるといった方法で開示することが考えられる。

### 注記

（※1）この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

【↑再エネ電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再エネ電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】

（※2）この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

【↑FIT電気の注記（証書使用なし）。】

（※3）この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。